

# 私有車通勤管理規程

公益社団法人 茨城県理学療法士会

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下、「本会」という。）の職員が所有する車輛を通勤のために使用するときの管理に関する事項について定めるものです。

(適用範囲)

第2条 この規程は、有期契約職員、無期契約職員等のすべての職員に適用します。

(通勤用車輛の定義)

第3条 この規程でいう通勤用車輛とは、道路交通法で定める車輛のうち、普通自動車及び普通自動二輪車をいいます。

(車輛使用基準)

第4条 私有車を運転しての通勤を希望する者には、下記の条件基準に照らして、使用許可を与えます。なお、免許取得後、運転経験が1年未満の者については許可を与えず、私有車通勤は認めません。ただし、本会が特別な事情を認めた場合は、この限りではありません。

(1)

車輛	手続	条 件			
		通勤距離	強制保険	任意保険	名義
普通自動車	許可申請	片道2km以上	加入済み	対人無制限 対物1000万円以上 搭乗者1000万円以上	自己所有又は家族所有
普通自動二輪車以上	許可申請	同上	加入済み	対人無制限 対物1000万円以上	自己所有又は家族所有

(2) てんかん等の運転行為に支障を来す恐れのある持病が無い事。当該持病がある場合は、担当医からの運転許可を得ており、かつ担当医から処方された薬を正しく服用していること。 場 所

(3) 通勤に使う普通自動車若しくは普通自動二輪車の運転免許を取得し、かつ道路交通法規違反等による運転免許停止状態もしくは運転免許取消状態で無いこと。 交 通

(私有車通勤許可申請)

第5条 私有車を運転して通勤しようとする者は、別紙の私有車通勤申請書兼誓約書に運転免許証、検査証、任意保険証書等の写しを添えて、本会に提出し許可を得なければなりません。

(私有車通勤許可の優先基準)

第6条 私有車通勤の許可は、次の基準に照らして判断します。この場合、次の順位に該当する者から優先的に許可を与えるものとします。

- (1) 交通機関の利用が著しく不便な者
- (2) 遠距離のため、他の交通機関よりはるかに短時間で通勤できる者
- (3) 過去に交通事故又は道路交通関係法規の違反のない者

(有効期間)

第7条 「私有車通勤許可」の有効期間は1年間とし、その後1年ごとに更新します。

- 2 前項の更新手続は有効期間満了の日の2週間前までに本会に届け出ることとし、本会は、再度第6条の基準に照らして審査し許可を更新します。

(駐車場の使用)

第8条 私有車通勤者の車輛は、本会が指定した駐車場又は駐車場所に駐車しなければなりません。

- 2 本会が業務上の必要により、本会内駐車場所を他に転用する場合は、その後の駐車を禁止することがあります。この場合私有車通勤者は、本会の指示に従わなければなりません。
- 3 駐車中における車輛の破損、盗難、自然災害等による被害又は事故については、本会は一切その責任を負いません。

(通勤手当の支給)

第9条 私有車通勤者に対して本会は通勤手当を支給します。

- 2 通勤手当は、自宅から勤務地までの距離に応じて、賃金規程に基づき算定し支給します。

(親族による送迎)

第10条 職員の通勤に関しては、私有車を当該職員が自ら運転するものとします。

但し、やむを得ない事情により当該職員の親族が当該職員の送迎することを希望する場合は、理由書を本会に提出し、本会が許可した場合にのみこれを認めます。

2 前項の場合、誓約書及び通勤許可申請書は、当該職員と現に送迎を行う親族の連名で提出することとします。

3 本規定の適用にあたっては、第1項における親族も当本会の職員とみなします。

#### (安全運転の励行)

第11条 私有車通勤者は道路交通法令に従って安全運転を心がけるとともに次の事項を遵守してください。

- (1) 飲酒又は酒気帯びで運転しないこと（特に、翌日まで酒を残さないこと。通勤時にアルコールが体内に残っていた場合に事故等を起こした場合、本人に過失が無くても酒気帯びということで一方的に責任を負わされることとなるので注意が必要。）
- (2) 薬を飲んだ後に運転しないこと
- (3) 睡眠不足、過労の状態で運転しないこと
- (4) 速度違反運転をしないこと
- (5) その他道路交通法令で禁止されている運転をしないこと
- (6) 私有車通勤に当たり本会の指示に従うこと
- (7) 指定駐車場以外に駐車しないこと
- (8) 常に車輛の整備を行うこと
- (9) 相乗り運転をしないこと（通勤の都合でやむを得ない場合であって、本会が認めた場合を除く）
- (10) 相手の車との距離を必要以上に短くする、前車にヘッドライトのハイビームを照射する、相手の車に幅寄せする、相手の車の前に無理に割り込む、後続車がいるのに緊急時以外に急ブレーキをかける等、あおり運転やあおり運転と誤解される運転をしないこと
- (11) 運転行為に支障を来す恐れのある病気に罹患している場合は、必ず担当医師から運転許可を得、処方された運転に支障の無い薬を正しく服用すること。薬の服用を忘れた場合は、車の運転をしないこと。

#### (事故の補償)

第12条 私有車通勤の通勤途上の事故及び通勤車輛の使用による私用外出した場合の事故に関しては、本会は一切その責任を負いません。

(届出の義務)

第13条 私有車通勤者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、本会に届け出なければなりません。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき
- (2) 交通事故を起こしたとき、交通違反により運転免許停止もしくは運転免許取消となったとき
- (3) やむを得ない理由で、夜間及び休日等に本会内駐車場等を利用するとき
- (4) 運転行為に支障を来す恐れのある病気に罹ったとき（医師による運転許可が出ている場合も含む）
- (5) 私有車通勤をやめるとき

(本会の求償権)

第14条 私有車通勤者がこの規程に違反して事故を起こしたことに起因して本会が損害を受けた場合は、本会は私有車通勤者本人に対し、本会が受けた損害につき賠償請求を行います。

(私有車通勤許可の取消し)

第15条 この規程に違反し、私有車通勤者として不適格と本会が認めた場合は、私有車による通勤の許可を取り消すことがあります。

(駐車場料金手当)

第16条 賃金規程に基づいて、駐車場料金手当を支給します。

(規程の改定・廃止)

第17条 本規程を改定・廃止する場合は、理事会の決議を経て行うものとします。

附則 本規程は、令和 2年 12月 1日より、施行する。

## 自家用車通勤許可申請書兼誓約書

私は、このたび私有車を運転して通勤するにあたり、交通法規および本会の諸規程を遵守し、通勤途上の交通事故を起こさないよう安全運転に努めます。

1. 私は安全運転を心がけ、飲酒運転等道路交通法違反行為など、公序良俗に違反する行為を行いません。
2. 私は自賠責保険のみではなく、本会の諸規程や基準に従って任意保険に加入します。

令和 年 月 日

申請者所属部門 \_\_\_\_\_ 申請者氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(1) 私は下記理由により、通勤に自家用車通勤をしたいので、その許可をお願い致します。

使用理由 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 通勤運行経路

自宅 ⇒				経由
		経由		
		本会		
片道	キロ/所要時間	時間	分	

(2) 以下必要事項を記入してください。

運転免許証取得月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

免許証の種類 \_\_\_\_\_

使用車種・登録番号 \_\_\_\_\_

車体検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

形式・色 \_\_\_\_\_ 名義 \_\_\_\_\_

自賠責保険加入会社名 \_\_\_\_\_

任意保険加入保険会社名 \_\_\_\_\_

任意保険の種類 ・ 対人 無制限 ・ 対物 \_\_\_\_\_ 万円 ・ 搭乗者傷害 \_\_\_\_\_ 万円

